

※ご参加がかなわない場合、こちらにメッセージをいただけましたら幸いです。

※メッセージは、メールまたはFAXにてお願いいたします。

Mail: inotori25@gmail.com

FAX: 06-6363-3320(あかり法律事務所 弁護士小久保哲郎)先生

お名前 山崎 誠

メッセージ

いのちのとりで全国アクション 御中

日本国憲法 25 条がすべての国民に保障する「健康で文化的な最低限度の生活」が度重なる生活保護基準引き下げによって脅かされる中、声を上げられた全国の皆さま、そして、その方々を粘り強く支援されている皆さまに心からの敬意を表します。

国家が保障する最低限の生活保障「ナショナルミニマム」としても、生活保護基準引き下げは、多くの施策や制度に影響が波及し、国の社会保障・社会福祉の基盤「いのちのとりで」が切り崩されていくこととなります。国はしっかりとその責任を果たし、自己責任ではなく、権利としての生活の保障がすべての国民に対して実現されるべきです。

本日は残念ながら参加が叶わず申し訳ありません。皆さまの裁判での勝利を祈願するとともに、政治からもしっかりと働きかけてまいります。今後とも何卒よろしくお願いいたします。

2023年12月1日

立憲民主党神奈川県第5区総支部長
(横浜市戸塚区・泉区)

衆議院議員

山崎 誠

激励のメッセージ

いのちのとりで裁判「早期全面解決を求める 12.1 緊急集会」のご開催を、心よりお慶び申し上げます。

いのちのとりで裁判を闘われている皆さんのご尽力に心より敬意を表するとともに、勝訴判決を重ねられていることを心よりお祝い申し上げます。

皆様方の闘いが政府の過ちを正し、沢山の方々の暮らしを救います。積み重なる勝訴の勢いで政府を困窮される方に向き合わせましょう。

本日ご参集の皆様引き続きのご健闘、ご健勝をお祈り申し上げ、激励のメッセージとさせていただきます。

2023年12月1日



衆議院議員

やまのい

山井和則



あかり法律事務所弁護士 小久保哲郎先生

※ご参加がかなわない場合、こちらにメッセージをいただきましたら幸いです。

※メッセージは、メールまたはFAXにてお願いいたします。

Mail: inotori25@gmail.com

FAX : 06-6363-3320(あかり法律事務所 弁護士小久保哲郎)

第2回核兵器禁止条約締結国
会議参加で米国出張のため
出席できず残念です。
連帯メッセージをお送りいたします。

お名前 立井 亮 (かさい あきら)

メッセージ

いのちのとりで裁判早期全面解決を求める
「12・1緊急集会」へのメッセージ

生活保護制度は国民の権利、最後のセーフティネットの役割を果たす、まさに“いのちのとりで”です。

長引くコロナ禍と急激な物価高騰によって、所得の低い世帯ほど生活に深刻な打撃を受けています。生活保護基準の引き上げと増額で、憲法 25 条が明記する「健康で文化的な最低限度の生活」を国民に保障すべきです。これこそ、まさに政治が今すぐ取り組むべき仕事です。

国民が物価高騰に苦しんでいても、消費税減税にかたくなに背を向ける岸田自公政権。財政に余裕がないからと医療や介護、年金、生活保護を容赦なく切り捨てる一方で、5年間で43兆円もの大軍拡と大增税に熱中し、武器を爆買いする政治をおおもとから切り替えましょう。

社会保障を拡充し、くらしと命を守る希望ある政治を、みなさんと一緒に！

2023年12月1日

日本共産党衆議院議員

立井 亮

「勝訴あいつぐ いのちのとりで裁判 早期全面解決を求める

12.1 緊急集会」へのメッセージ

皆さんの2013年の生活保護基準引き下げの撤回のためのご奮闘・訴訟活動に心からの敬意を表します。

生活保護基準は生活保護のみならず、最低賃金、住民税非課税などさまざまな制度に連動している「いのちの最終ライン」です。その重要な生活保護基準の設定に当たっては政治的色彩を反映させてはいけません。にも関わらず、政府・厚労大臣は2012年の自民党の総選挙の公約の「生活保護費10%削減」を反映させ、大幅な生活保護基準の引き下げを行いました。これは厚労大臣に与えられた裁量権の逸脱・濫用であり許されません。必ず、撤回させるべきです。裁判も皆さんの頑張りにより、直近では9勝1敗と行政訴訟では異例の勝率となっています。

2013年生活保護基準引き下げの撤回の実現とみなさんの運動と組織の発展を願ってメッセージとします。

2023年12月1日

日本共産党副委員長・参議院議員

やましたよしき

山下芳生



勝訴相次ぐいのちのとりで裁判
「早期全面解決を求める 12.1 緊急集会」
へのメッセージ

勝訴相次ぐいのちのとりで裁判「早期全面解決を求める 12.1 緊急集会」にご参加のみなさん、「2013 年の生活保護基準引下げ撤回を求める裁判」10 月2日の広島地方裁判所に続く 13 勝目の勝利、おめでとうございます。国に賠償を命じる画期的な判決に、みなさんとともに喜びたいと思います。

社会保障は、憲法25条に保障された国民の大切な権利です。なかでも、生活保護は、国民の生存権をまもる“いのちのとりで”です。

ところが、自公政権は、社会保障費削減のため、2 度にわたる生活保護費の削減を強行し、さらに申請者の親族に対する扶養照会の強化など、制度を利用しにくくする制度改悪を重ねてきました。

生活保護基準は、最低賃金などの基準となり、さまざまな減免基準などにも連動しています。生活保護基準の引き下げは、福祉施策の全面的な後退を引き起こし、とうてい許せるものではありません。

いま、岸田政権の経済対策がたいへんな不評を買っています。経済対策と言うのであれば、社会保障の充実で、家計の負担を軽減し、所得を増やすべきではないでしょうか。生活不安・将来不安をなくし、消費と経済へ大きなプラスとなります。

闘いはこれからも全国で続きます。みなさんと力を合わせ、すべての国民が健康で文化的な生活ができるよう、最後まで頑張り抜く決意です。ともに頑張りましょう。

日本共産党 参議院議員 小池 晃

いのちのとりで全国アクション 御中

「勝訴あいつぐ いのちのとりで裁判 早期全面解決を求める 12・1 緊急集会」へのメッセージ

勝訴あいつぐ いのちのとりで裁判 早期全面解決を求める 12・1 緊急集会にお集まりのみなさんに心からの連帯のご挨拶を申し上げます。

昨日、名古屋高裁は、2013年の生活保護の引き下げについて、生活保護法に違反しているとして、引き下げを取り消すとともに、はじめて国に賠償を命じる判決を出しました。全国で連携したみなさんの運動により、司法の場でも原告勝訴が流れとなってきています。司法のこの流れは変わらないでしょう。

憲法25条で、国には、国民が健康で文化的な生活を送る権利を保障する責務があります。生活保護基準を、時の政権の思惑で切り下げるなど、絶対に許されないことです。国は、自らのあやまちを認め、生活保護の引き下げを取り消して、賠償も含めた全面解決に踏み出すべきです。

物価高騰で生活苦が広がっています。もっとも生活が厳しい方に合わせて、生活保護基準を決めるというやり方がそもそも間違っています。生活保護基準を真に健康で文化的な生活が保障できる水準に引き上げるべきです。

補正予算が成立しましたが、大軍拡や万博予算、保険証廃止や特定企業の支援には大盤振る舞いの一方で、国民の暮らしの支援は極めて貧弱です。

国民の苦しみに寄り添わず、血税の浪費を重ね、ひたすらアメリカと財界におもねり、国民の信を失った岸田政権は、退陣すべきです。アメリカと大企業に顔を向けた政治を転換すれば、暮らしを支える大きな財源を確保できます。日本共産党は、国民の暮らしに寄り添う新しい政治への転換へ力をつくす決意です。

憲法25条が全面的に保障された日本をつくるために、ともに頑張りましょう。

2023年12月1日

日本共産党 厚生労働部会長

衆議院議員 宮本 徹

※ご参加がかなわない場合、こちらにメッセージをいただきましたら幸いです。

※メッセージは、メールまたはFAXにてお願いいたします。

Mail: inotori25@gmail.com

FAX: 06-6363-3320(あかり法律事務所 弁護士小久保哲郎)

お名前

鎌田 さゆり

メッセージ

本日は出席の予定ができませんでした。
法務委員会の為出席がととご話し願
います。

生活保護基準の決め方が違法であると
いう判断の裁判所による行政に
対する不信が大きくなっています。

被害回復を念めた全面解決の
為、皆様と共に歩みを進めてまいります。

本日の集会が足りたものでは有り
ませんが又「各々の皆様からの
ご多幸を心より祈念申し上げます。

共に頑張りますよ。